



**1月から  
短期入所サービスの  
利用が変わります**

これまで訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度は別々（訪問通所サービスは1か月単位、短期入所サービスは6か月単位）に限度額（日数）が定められていましたが、1月から両方のサービスをまとめた1か月単位での利用限度額に統一されることになりました。これにより、1か月内のサービスの組合せが自由に選択できることとなります。

※例えば、要支援の方が短期入所を利用する場合の利用できる日数は、これまで6か月で7日でしたが、1か月で最大6日まで利用できるようになります。

**在宅サービスの利用の仕方**

1か月に利用できる上限（支給限度額）内で、自分に必要な在宅サービスを組み合わせさせて利用できます。利用者負担は費用の1割です。

要介護区分	1か月の支給限度	短期入所サービスのみを利用した場合の最大利用可能日数(1か月単位)	従来の利用日数(6か月単位)
要支援	61,500円	6日	7日
要介護1	165,800円	16日	14日
要介護2	194,800円	18日	14日
要介護3	267,500円	24日	21日
要介護4	306,000円	27日	21日
要介護5	358,300円	30日	30日

**短期入所サービスを利用するときの注意**

- ① 短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。
- ② 連続して30日を超えない利用であっても、要介護認定有効期間の概ね半数を超えないことが目安となります。
- ③ サービスの利用にあたっては、担当のケアマネジャーに相談してください。

**介護保険証が変わります**

訪問通所サービス区分と短期入所サービス区分が一つになることに伴い、1月1日以降発行する介護保険証が変わります。

現在要介護認定を受けている方は、更新認定時に随時新しい保険証に変更しますので、それまでの間は今までの保険証を利用してください。その他の方も今までの保険証で特に支障はありません。

**高齢者調査のご協力について**

平成15年度からの新しい老人保健福祉計画の策定に向けて、65歳以上の方を対象に実態調査を行います。町内に在住する65歳以上の方で無作為に選んだ1,000名を対象に郵送で調査を行います。1月には実施する予定ですので、調査票の届いた方は調査票にご記入のうえ、返送してください。

ご協力をお願いします。  
お問合せ先  
役場介護保険課保険料係  
☎ 985-4115

**第1回  
公共下水道がスタートします**

平成14年3月31日（日）からの公共下水道のスタートに伴い、今回より下水道についていろいろとお知らせします。

まず第1回目は、受益者負担金・下水道使用料の基本的な計算方法と下水道の役割についてです。

**① 受益者負担金**

受益者負担金は、松前町が公告した排水区域内の土地の所有者に賦課されます。支払方法は年4回の4年で、計16回で支払っていただきます。

**② 下水道使用料**

下水道使用料は、下水道の使用水量により算出されます。

	1期	2期	3期	4期
1年目	3,830円	3,600円	3,600円	3,600円
2年目	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
3年目	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円
4年目	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円

(例) 50坪 (165.25㎡) の土地の場合  $165.25 \text{㎡} \times 350 \text{円} = 57,830 \text{円}$  (10円未満切捨て)

基本料金	5立方メートル未満の場合	600円
	10立方メートルまで	1,000円
一般汚水	11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき110円
	21立方メートルから30立方メートルまで	1立方メートルにつき120円
	31立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき140円
	51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき160円
	100立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき180円

(例) 水道使用量25立方メートルの場合

1立方メートル～10立方メートル (基本料金)	1,000円
11立方メートル～20立方メートル	10立方メートル 1,100円
21立方メートル～25立方メートル	5立方メートル 600円
合計	2,700円

左記に消費税がかかりますので、2,830円（10円未満切捨て）となります。

お問合せ先  
役場下水道課業務係  
☎ 985-41126